

中世勅撰和歌集の撰定意識

— 序・題号・部立構成から見た —

福 田 秀 一

はじめに

中古・中世の和歌史は、一応勅撰集の歴史に沿つて展開する。和歌史研究に際して、広く勅撰集以外の歌書にも注意しなければならぬことは勿論であるが^(注1)、歴代の勅撰集に和歌史の流れが或る程度まで反映してゐることも事実であり、和歌史及びその研究に占める勅撰集の地位は、やはり軽視できない。

ところが、勅撰集の中でも中世のいはゆる十三代集になると、個々の集の仔細な検討は勿論、当時における撰者の撰集態度や撰定の具体的な過程なども、まだ十分明かになつてゐるとは言ひがたく、その点で中世和歌史研究に一つの支障乃至は不自由を来してゐると云へるであらう。この中、撰集の撰定過程については、主として十三代集に視点を当てながら、先般多少の資料を用ひていさゝか考証を試みた^(注2)ので、今回は中世の勅撰集がどのやうな意識で撰定されてゐる

かを、主としてそれらの集自体を検討しつゝ考へてみたい。概ね十三代集について考へ、必要に応じて「新古今集」及び中古の勅撰集にも言及する。

一 序と和歌の効用論

中世に勅撰集の撰進を命じた下命者達や、その命を承けて撰定に當つた撰者達が、勅撰集といふものに対して、どのやうな意識や態度を有してゐたかは、或る程度常識的に言はれてゐると思ふし、恐らくそれが當つてゐるであらう。即ち、和歌が日本固有の、そして日本文学を代表する最も正統的な形態であつて、そのアンソロジーを編むことを宮廷の公的行事と考へ、「古今集」以来の伝統を承けついでたものであつて、その意味では古代的な宮廷制度の所産と言ふこともできる。以下にその点を、少しく具体的に見てみたい。

さういふ意識は、いくつかの集に付された序文からも、はつきり読み取ることができる。勅撰集の序については、形態

・形式に関する後藤重郎氏の考察(注3)もあるが、こゝで触れたいのは、勅撰集乃至は和歌に対して、どのやうな考へを述べてゐるかといふことである。後藤氏によつて、古今集を除き以後の集においては、(イ) 仮名・真名の両序を有する集(新古今・続古今・風雅・新続古今)と、(ロ) 仮名序のみを有する集(後拾遺・千載・新勅撰・新後拾遺)とで、序文の表面上形式上の作者を異にし、

(イ) では撰集下命者(但し「新続古今集」ではそ
れに準ずる権門一条兼良)

(ロ) では序の作者自身(「新後拾遺集」が権門二条良
基であるのを除き撰者自身)

の立場で記されてゐることが明かになつてゐるが、今回考察する中世にあつては、新古今集の系列に立つ(イ)において、和歌の効用を意識することが強く、特に和歌をもつて政道の具と考へてゐる、いはゆる政教一致觀の見られることが、注意される。即ち、

(例1) やまと歌は、昔天地開け始めて、人のしわざまだ定まらざりし時、葦原の中つ国の言の葉として、稲田姫素鷲の里よりぞ伝はれりける。然ありしよりこの方、その道さかりに起り、そのながれ今に絶ゆることなくて、色に耽り心を抒ぶる媒とし、世を治め民を和ぐる道とせり。……(新古今集)

(例2) 大和歌はそれ素鷲の里には葦原のことの葉を始めて伝へ、斑鳩の富のをがには流を汲みて源を尋ねしよりこのかた、その事わざ盛りに起りその交らひ万づに渡

りて、国静かなる時は年を祝ふなだてとなり、関の戸さゝぬ頃は道弘きおもひを開く。……(続古今集)

(例3) 大和歌は、天地未だ開けざるより其のことわりおのづからあり。人のしわざ定まりて後此の道遂に顕れたり。世をほめ時を誹る、雲風に付けて志を叙ぶ、喜びに逢ひ愁に向ふ、花鳥を翫びて思ひを動かす。言葉幽かにして旨深し。真に人の心を正しつべし。下を教へ上を諫む、すなはち政の本となる。難波津の君にそへし歌は天の下の風をかけ、浅香山の采女の戯ぶれば四方の民の心を和ぐ。やまと言の葉の浅はかなるに似たれども、周雅の深き道均しかるべし。……(風雅集)

(例4) ……大和歌は八雲出雲のそのかみ三十字一文字を結びそめしよりこのかた、世をほめ民をなで色に耽り心をふるなかなだちとして、この境を生れど生れ、我が国に來りと來れる人、高きも卑しきもさかしきも愚かなるも広く学び普くもてあそばずと云ふ事なし。……(新続古今集)

の如くで、これに対して(ロ)に属する集の序文には、その意識が強く出てる。僅かに、

(例5) 敷島大和みことの歌は、そのことわり天地開けしより起り、そのすがた久方の神代より伝はれり。……三十もじあまり一もじを人のもてあそびとして、花をめで鳥をうらやむ心うちに動き、霞をあはれび露をかなしぶ思ほかにあらはれずといふことなし。洲にゐるみさごの

いぎよき心にならひ、草にすだく虫のやはらげる声を聞きても、この道長くおこり遠くひろまれり。譬へば風にとよぶ塵ひぢの高き山となり、岩をつたふ苔の年の広き海に出でたるが如し。古への聖の御門の世の治まれるを知り、民のにぎはへるをあはれび給ふこと、皆歌によれるにや。……(新後拾遺集)

が、和歌の効用を述べて政治にやゝ触れる程度で、

(例6) すべらぎのみことのりを承りてわが国の大和歌を撰ぶこと、みづがきの久しき昔より始まりてすがの根の永き代々に伝はれり。……(本集撰定の意図について)たゞ延喜天曆の昔、時すなほに民豊かに悦べりし政を慕ふのみにあらず。又寛喜貞永のいま、世治まり人安く樂しきことの葉を知らしめむために殊更に集め撰ばるゝならし。……(新勅撰集)

も、理世撫民を和歌の効用とする前記の例(1~5)とは、大いに異つてゐる。

さういふ観点から中古の勅撰集の序を見ると、古今集の序には周知の通り「詩経」大序もしくは「詩品」によつた有名な効用論が見られるが、序を有する他の二集即ち後拾遺・千載両集においては、

(例7) おほよそ日の中に万のことわざ多かるなかに、花の春月の秋、折につけ事に臨みて空しくすぐしがたくなむ坐します。これに由りて、近く待ひ遠く聞く人、月に嘲り風に欺く(あざけるい)こと絶えず、花を弄び

鳥を憐まずといふことなし。遂におほむ遊のあまりに、しき島のやまと歌集めさせたまふことあり。……(後拾遺集)

(例8) 大和みこと歌は、千早ぶる神代より始まりて、ならの葉の名に負ふ宮に広まれり。……おほよそこのことわざ、わが世の風俗として、これを好み玩べば、名を世々に残し、これを学び携はらざるは、面を牆にしてたてらむが如し。かゝりければ、この世に生れと生れ、我国に來りて来る人は、高きも下れるもこの歌を詠まざるは少なし。……(千載集)

とあつて、和歌の効用、特にその理世撫民の徳を謳ふことがなく、専ら歌を風雅の発露と見てゐる。しかも、この二集が後藤氏の分類で(口)に属することは注意すべく、結局

(a) 仮名・真名両序を有する集の序には、和歌の効用としての政教一致観が見られ、

(b) 仮名序のみを有する集の序には、それが見られず、むしろ和歌を風雅とする意識が見られる

と言ふことができる。

この事實はいかに解すべきであらうか。軽率に断すべきではあるまいが、恐らくいづれも中古から中世にかけての宮廷歌人達の意識ではあらう。しかし、勅撰集の序を書くとなれば、多少の文飾も要るし、先例も考へねばならない。その際両序を備へる集は、その点において「古今集」や「新古今集」を範としたに相違なく、特に

といふ影響は種々の面から指摘されてゐるが、序文にも顕著に認められる。風雅集・新続古今集の序も右の系列に属することは、構成や文辞(例へば、末尾を「：ざらめかも」とする如き)から明白で、上述のやうな和歌の効用論も、さういふ趨勢で「古今集」の序から移し入れられたと見ることもできる。そして又、和漢の両序を備へる場合、両序の論旨・内容には或る程度の協調を持たせたと違ひなく、その場合真名序には、勅撰三詩集以来の、更に云へばシナ伝来の、政教一致観を謳ふのが定型とされてゐた、といふ事情も、考慮しなければならぬであらう。

しかしながら、上述の集乃至は序に見える効用論を、全くさういふ先行の集の影響や発想の定型といふやうな、外的制約のみ由来すると考へるのも、やはり早計であらう。それらの集の撰者もしくは撰集下令者の心の中に、和歌をもつて理世撫民の資とする政教一致観が無かつたとは云へない。新古今集の後鳥羽院や風雅集の京極派首脳部(花園院や当時故人の伏見院・為兼など)が、そのやうな和歌観を有してゐたことは、従来論じられてゐる。^(注4)

これに対して、(口)に属する四集の序が、やはり

後拾遺—千載—新勅撰—新後拾遺

の順に、それぞれ特に直前のものの影響下にあることも、文章特に末尾を見ると明かである。即ち、

(例9) 同じき(注、応徳)三つの年の暮の秋の十六夜の

頭ほひ、撰び終りぬることになむありけるといへり。

(後拾遺集)

(例10) 文治三つの年秋長月の中の十日に、撰びたてまつりぬることになむありける。(千載集)^(注5)

(例11) 貞永元年十月二日これを奏す。名づけて新勅撰和歌集とすといふことしかり。(新勅撰集)

(例12) 永徳二の年三月の廿八日になむしるしをはりける。……といふこと然り。(新後拾遺集)^(注6)

といふ風で、新勅撰集は文面からは「千載集」を特に意識してゐるとも見えないが、父の撰んだ集を念頭に置かなかつた筈はなく、一方序文の中では、公卿が撰者となつた例として、後拾遺集を先蹤として挙げてゐるのである。^(注7)

かくて、(口)に属する集には「後拾遺集」の影響の大きいことが知られるのであるが、それではその後拾遺集は、どうしてあのやうな軽い序文を添へたのであらうか。これも断定には慎重を要するが、「後拾遺集」の撰定経緯は、「古今」・「後撰」や「新古今」などの場合と異り、言つてみれば通俊が私かに進めてゐた撰集を、白河院に入つて勅撰集として公認を受けたのであるといふ説が、「袋草紙」以来唱へられてをり。^(注8) そのことと関係があるのではなからうか。さう言へば、千載集にも似たやうな事情が推察されてゐるのである。^(注9)

そのやうな経緯は、たとへ事実としても、だからと言つて直ちに撰者の歌観に相違を来すといふこともない筈である

が、「文章者経国之大業」といふシナの文学観をかなり忠実に承けついできた勅撰三詩集に代る公的事業としての「古今集」の序や、それを意識してそれへの復帰を唱へた「新古今」、更に後者を意識した「続古今」等の集に比べて、(口)に属する集には、若干私的な態度が残つた、少くとも勅撰三詩集のやうな意味での公的意識は強くなかつた、と言へるであらう。それ故にこそ、「新古今」系列は下命者の立場による両序を具へたのに対し、(口)の諸集は撰者乃至は序者個人の立場による仮名序のみをもつて足れりとしたものと考へられる。従つて、(イ)に属する集が際立つて政教一致観を強くしてゐるとは言へないけれども、公的事業としての意識や、その意味で「古今集」を慕ふ態度は、他の集よりも強いと言へるであらう。

なほ、序のない集については、何とも言ふことはできないが、次節に述べる通り、形態上「古今」でなく「後撰」や「拾遺」を範とした集もある。この両集には序がないが、その点も当然做つてゐると思はれる(注10)。

二 題号と部立構成

十三代集が、「新勅撰」・「玉葉」・「風雅」の三集を除いてよく似た紛らはしい題号を有し、その点にも二条派和歌の守旧と沈滞を見る意見がある。その結論には大きな誤認もないと思ふが、しかしさういふ各集の題号は、無自覚につけられたものではなく、それぞれ先行勅撰集のどれかを当事者達は

意識して範とし、そのことを端的に示したものであつて、命名の由来には一顧の要があると思ふ。

実は、これら各集の題号は、その部立構成と深く関係してゐるのである。勅撰集の題号(書名)と部立とについては、夙く藤田徳太郎氏が「勅撰集の研究」(改造社「日本文学講座」和歌文学篇上、「勅撰集概説」として「和歌史論」所収)に概説してをられるが、両者をそれぞれに取上げられたもので、題号と部立構成との密接な関連には言及してをられない。そこで、それについて、二十一代集から中世の勅撰集に形態上の影響を与へなかつた「金葉」・「詞花」の両集を除いた十九集を挙げて、その部立構成を一覧表にして示してみる。なほ、このやうな表は、管見の及んだ限りでは、右の藤田氏の論攷と『作者別勅撰和歌集第一巻』の見返し(貼付)とにあるが、いづれも一巻ごとの内容を部立名で示したもので、部立表といふよりは各巻の内容表示といふ形であつて、次の表は、筆者の考へで新たに作成したものである(注11)。

この表から、種々の興味深い事実が読み取れる。そのいくつかを挙げてみよう。

(一)既に周知のことながら、八代集では後撰集が型破りであること(春・秋を各三巻とし、恋部を巻九から始めるなど)。

(二)拾遺集は春・秋を各一巻に止め、別に雑春・雑秋(それぞれ実質上は雑夏・雑冬を含む)の二巻を有してゐること(藤

田氏指摘済)(注12)。

(三)改めて言ふまでもないが、多くの集においては、四季が六

△付表V十三代集部立一覽

代數	集名	版名一頁名		序
		一	二	
1	古今集	貫之	源望	春上
2	後撰集			春上下 夏
3	拾遺集			春 夏 秋 冬 賀 別 物名 雜上
4	後拾遺集		通俊	春上 夏 秋 冬 賀 別
7	千載集		俊成	春上 夏 秋 冬 賀 別 旅
8	新古今集	良經	綱經	春上 夏 秋 冬 賀 哀
9	新勅撰集	定家		春上 夏 秋 冬 賀 旅
10	続後撰集			春上下 夏 秋 冬 賀 旅
11	続古今集	基家	長成	春上 夏 秋 冬 神 積
12	続拾遺集			春上 夏 秋 冬 雜 春 雜 秋
13	新後撰集			春上 夏 秋 冬 賀 別 旅
14	玉葉集			春上 夏 秋 冬 賀 旅
15	続千載集			春上 夏 秋 冬 雜 體 旅
16	続後拾遺集			春上 夏 秋 冬 物 名 別
17	風雅集	花園院	“	春上下 夏 秋 冬 秋 中 下
18	新千載集			春上 夏 秋 冬 賀 別 旅
19	新拾遺集			春上 夏 秋 冬 賀 別
20	新後拾遺集	良基		春上 夏 秋 冬 雜 春 雜 秋
21	新統古今集	兼良	“	春上 夏 秋 冬 賀 別 積

卷一

九	旅 物名	恣 ^一 五	哀	雜卡	雜體 大御所 東殿	恣 ^一 六	別・旅 賀・哀	九	旅 物名	恣 ^一 五	哀	雜卡	雜體 大御所 東殿
十	旅 神架	恣 ^一 五	雜春 雜秋 雜賀 雜恣	神架	神架	恣 ^一 五	神架	十	旅 神架	恣 ^一 五	雜春 雜秋 雜賀 雜恣	神架	神架
十一	旅 別	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下	恣 ^一 五	雜上中下	十一	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下
十二	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下	恣 ^一 五	雜上中下	十二	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下
十三	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下	恣 ^一 五	雜上中下	十三	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下
十四	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下	恣 ^一 五	雜上中下	十四	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下
十五	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下	恣 ^一 五	雜上中下	十五	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下
十六	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下	恣 ^一 五	雜上中下	十六	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下
十七	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下	恣 ^一 五	雜上中下	十七	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下
十八	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下	恣 ^一 五	雜上中下	十八	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下
十九	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下	恣 ^一 五	雜上中下	十九	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下
二十	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下	恣 ^一 五	雜上中下	二十	旅 神	恣 ^一 五	雜上中下	雜上中下	雜上中下

卷、恋が六卷、雑が三卷を占めてをり、しかも卷一は「春上」「拾遺集」のみは「春」、卷十一は「恋一」といふ慣例がある。それを破つて恋部を前半(卷十以前)から起してゐるのは、(一)の後撰集を除き、玉葉・風雅の二集だけであつて、この点でもこの両集は異質と見られること。

(四)賀部を立てない集はないが、哀傷部を立てない集はかなりの多い(哀傷部を立ててゐるのは二十一代集中十二集、その他の集では雑部の中に入れられてゐる。)こと(藤田氏一応指摘済)。

(五)卷二十は、多くの集において賀又は神祇をもつてめでたく終つてゐること(藤田氏指摘済)。

他にもあらうが、十三代集乃至二十一代集の全体を通ずる部立構成上の特色は、大体以上の如くである。そこで次に、十三代集の各々について、題号と部立構成との關係を中心に、その特質を見てみたい。

1 新勅撰集

「雑体」・「物名」(併せて一卷)を復活した点では、「古今集」を意識してゐるやうでもあるが、前半の構成は「後拾遺」・「千載」・「新古今」の前代三集とも近い。たゞ、「神祇」・「釈教」を前半の末に置いたのは新機軸である。離別歌は殆んど見えず(「雑四」に若干ある)、哀傷歌は「雑三」の大半(途中以下)を占めてゐる。

2 続後撰集

四季部で見る通り、明かに後撰集を模倣し、恋と雑とを各一卷減らして、「神祇」・「釈教」を立てたに過ぎない。離

別歌は「羈旅」の前半に、哀傷歌は「雑下」の後半に、それぞれ入つてゐる。

3 続古今集

この集が形態的にも成立事情においても新古今集を範としてゐることは、家郷隆文氏(注13)の指摘されたところである。

例へば、前節に述べた通り両序を置いたことその他に、その文辞や、歌数・部立、更に五名の共撰とか竟宴を催したことなどである。部立では、「神祇」・「釈教」・「賀」・「哀傷」の四卷の配置が「新古今集」と相違してゐるに過ぎない。

4 続拾遺集

拾遺集を範として、「雑春」・「雑秋」を置いてゐる。尤も、「拾遺集」に依つたのは、(外見上は)この一点だけであつて、四季その他の部立構成においては、「千載」・「新古今」あたりでほぼ固定した型を採つてゐる。この点は、以下の集でも概ね同じである。本集は特に千載集に近い。離別歌は「羈旅」の初に、哀傷歌は「雑下」の後半に、それぞれ入つてゐる。

5 新後撰集

やはり、他の部立には殆んど現れてゐないが、恋部を六卷とした点は後撰集に依つてをり、題号の由来が知られる。

ところで、本集の題号は、延慶三年の為世為兼の訴陳における為兼の第一次陳状の写と見られる水戸幸蔵文書(注14)(実は二月三日付為兼書状写)や、鴻池家旧蔵手鑑所収四月廿日付為兼自筆書状(注15)、及び書陵部蔵伏見宮旧蔵文書「勅撰相論

之状」の第二通たる為兼書状(金15)等によれば、初め「続千載」として題号の披露もあつたのを、「新後撰」と改めて奏覧されたといふ。しかも、初案の「続千載」について、為兼は、彼が風聞してゐた同集(撰定中)の時代的選歌範圍と題号とが合はぬ(実際には同集も「千載集」と同じく中古以降で、若干の差はあるが大差はない(金16))旨を申した処、後宇多院の耳に入つて勅問に与り、「新古今」・「続後撰」・「続拾遺」の時の(題号に関する)故実を詳しく奏聞したといふ。尤も、「続千載」から「新後撰」への改名は、その奏聞以前に行はれてゐたといふが、ともかく題号についてこのやうないきさつがあつたことや、為兼も故実に敏感であつたこと(これは「延慶両卿訴陳状」にも明白である)は注意すべく、その奏聞や改名の時期も詳しくは分らないが、恋部を六巻としたことと關係があることは確かである。

6 玉葉集

この集の題号は特異であり、革新派俊頼の金葉集に倣つたものと認められる。しかも、それについて、当時から、

金葉の名心得ぬことにて侍るに、この玉葉たゞ同じかるべし。双貫疊字にもあらず、古き物にも見えざる所なり。いはんや玉は碎けやすく葉はもろくあだなり。かたがた思ふべくこそ侍れ。(歌苑連署事書)

と非難されてゐる。

部立の構成では、前述の如く恋部を巻九から始めた他、

「歌苑連署事書」に、

旅には別の部交へたり。

雑部はたゞ物語にこそ侍るめれ。哀傷の所は盲目法師が語る平家の物語にてぞある。

(後者の意味は、延々と続く上に、平行盛や建礼門院右京大夫の歌が目立つことも指すか。)

と評してゐるやうに、「離別」・「哀傷」を独立させず、それぞれ「旅」の前半と「雑四」とに収めてゐる。尤も、離別歌を「羈旅」の前半に、哀傷歌を雑部の末尾もしくはその近くに収めることは、右にも見て来たやうに、「新勅撰」乃至「続後撰」以来多くの集のやつてきたことで、本集の特色といふべきではない。それにも拘らず「歌苑連署事書」が「旅には別の部交へたり」と言ふのは、「新後撰集」が「離別」に一卷を与へたことを踏まへてゐるわけで、この点からも「歌苑連署事書」が為世派の立場に立つことは明白である。

なほ、「羈旅歌」とせず単に「旅歌」としてゐるのは、二十一代集中玉葉・風雅の二集だけであることも、こゝに指摘しておく。

7 続千載集

前の「新後撰集」と同じく為世の撰であるから、こゝで為世は、かねて用ゐたかつたこの題号を採用したと見える。大體、二条家あたりが「千載集」を範とする意識を抱いたのは、表から見取れるやうに、同集に至つてほど典型的な部立構成が成立した(と彼等が認めた)こともあらうが、御子左家で初

めて、しかも俊成が単独で、撰者となつた「千載集」を、その子孫がとりわけ尊重したであらうことは、想像に難くない。むしろ、それによつて、「千載」あたりの部立構成を典型視したと見るべきであらう。

さて、本集の部立構成を見ると、「雑体」に一巻を宛てた点の特異のやうでもあるが、実は「千載集」の「雑下」は即ち「雑体」なのであつて、位置を別にすれば、やはり千載集に做つた跡が認められる。但し、哀傷歌は一巻をなしてゐるが、離別歌は、やはり羈旅の冒頭に置かれてゐる。

こゝで一寸注意すべきは、井上宗雄氏（『中世歌壇史の研究 南北朝期』二二二頁）も指摘されたが、「拾藻抄」（巻六）に、公順と為藤（撰者為世の男）との、

続千載集えらばるべきよし、院宣

を下さるゝよしきこえしころ、雪

のつとめて、民部卿（注、為藤）も

とへ申つかはし侍し

代々たえぬあとをかさねてふる雪のつもる千載の名こそ
しらるれ

返し

行すゑのしるべとぞおもふふる雪にいまもちとせのあと

をかさねて

（傍点筆者）

といふ贈答歌が見えることである。右の中で、詞書は後日付されたものであるから、そこに「続千載集」とあるのは構はない。しかし歌の語句に「千載の名」・「ちとせのあと」と

見えるのは、当時即ち奉勅後間もない頃から「続千載集」の題号が決つてゐた、更に云へば題号を指定して下命があつた、といふやうなことをも推測させる。しかし恐らくそれは非で、「千載の名」・「ちとせのあと」といふやうな言ひ方は、かういふ場合にごく普通であるから、たまたまこゝでそれが後に決つた題号と暗合したものと考へるべきであらう。勅撰集の題号が完成まで原則として秘密とされたことは、別稿（注2所掲「勅撰和歌集の成立過程」）にも記したが、多くの証拠があり、奉勅後間もない段階で一歌人たる公順あたりの耳に入るとは考へられない。

なほ、今回は為兼は配所にあつて、抗議を申出する時間的環境的余裕がなかつた。

8 続後拾遺集

この集の題号では、撰者乃至命名者の意識で、「続後・拾遺集」か「続・後拾遺集」かといふことが、問題になるかも知れない。そこで部立構成を見ると、「物名」に一巻を宛てたこと（これは十三代集中の異色）は拾遺集を追つたやうであるが、四季や恋の巻数その他から、「続・後拾遺集」の感の方が強いと見られる。

ところで、本集においても、題号決定にいきまかの動揺もしくは悶着のあつたらしいことが推察される。即ち、「花園院宸記」（正中二・十二・十八）によれば、「続後拾遺」といふのは「不可説之名号」であつて、「続」の字を冠することは先般（右に述べた「新後撰集」の時のことか）議論があつたの

に不審である、といふのである。「宸記」には亦、今年は乙丑で、その点「古今」に倣つたといふが、それなら序があるべきで、「後拾遺」を續ぐといふのも納得しがたい、とも記されてゐる。そして、「後聞」として、題号は初め「新拾遺」となる模様であり、新任の侍従のやうだとの沙汰もあつたが、院は「統」の字よりはまじだと考へた。しかし、「拾遺」を模したといふのも得心が行かず、結局「統後拾遺」となつたが、どんなものであらう、と記されてゐるのである。これを信ずるならば、撰者には「拾遺集」の跡を追ふ意識も確かにあつたことになる。

9 風雅集

本集の題号が全く斬新なものであることは言を俟たないが、その決定のいきさつは、従来知られてゐる(注17)通り「園太曆」(貞和二・十一・十七)に見え、花園院(監修者)は「正風」としてはと考へたが、「傷風」と通ずる点を案じて洞院公賢の意見を求め、結局その危険を避けて「風雅」としたのである。正風乃至風雅とした意図は、前節に述べた序文(これも花園院の起草)の政教一致観から明かである。

部立構成では、四季を「後撰」型としたのが注意され、全体として「統後撰」の変型とも見られるが、それは結果の上でのことであつて、必ずしも「後撰」或いは「統後撰」を模倣したのではあるまい。四季の歌に重点を置いた結果、かうなつたのであらう(注18)。

10 新千載集

再び二条家の勅撰集であつて、部立構成の上に、例へば「雑下」に「雑体」を収めるなど、「千載集」を襲つた跡が著しい。同集に比して、「哀傷」・「賀」(「新千載集」では「慶賀」と称する)を「釈教」・「神祇」と交換しただけである。

11 新拾遺集

かつて議論のあつた題号であるが、今回は難なく決つたものと見える。部立構成を見ると、拾遺集を襲つた跡は殆んどなく、むしろ基本的な型即ち各部立の名称や雑部の扱ひなどは、千載集を範としてゐる。二条家の「千載集」尊重が見られるが、それではなぜ「拾遺」系列の題号をつけたかといふに、藤田氏も言はれた「くせがない」点、或いは語呂のよさなどが、与つてゐるかも知れない。

12 新後拾遺集

「雑春」・「雑秋」を立てた点に「新後・拾遺集」としての意識が見られる一方、仮名序を置いた点や四季の部立は「新・後拾遺集」とも見られるが、「諸雜記」(注19)に
一、新後拾遺事、後円融院在位之時、可有勅撰御沙汰之由、内々先被仰談之間、為遠御撰者にさだまり侍しにつきて、何の集を例とせらるべき哉の御沙汰によりて、後拾遺集之例、尤可然歟之由、内々申入之、仍代々被専支干事など及勅例、(後略、傍点筆者)

とあるのによれば、後者の立場が強かつたやうである。しかし細部まで「後拾遺」を模したのではなく、部立構成の基本はやはり千載以下の中世勅撰集の型を守つてゐる。その意味

では、本集が一番折衷的であるとも言へる。

13. 新統古今集

「新統・古今集」か「新・統古今集」かといふことは、古今—新古今—統古今といふ系列が意識的なものであつて、みれば、さほど重大な問題でもなく、巻十六以降の五巻なども、「古今」・「統古今」のどちらとも殆んど同じであるが、巻八—十の三巻あたりを見ると、統古今集を襲つてゐる点も否定できない。しかし、同集が元来「新古今」を強く意識してゐる上に、本集の撰者飛鳥井雅世が「新古今集」の撰者に加へられた先祖雅経を慕つたことも明かで(注20)、結局「古今」・「新古今」・「統古今」の三集、殊に後二集の影響を強く受けてゐると言つてよいであらう。

をばりに

以上、専ら序や題号・部立構成の面に着目して、十三代集乃至二十一代集の撰定意識や、十三代集の各々と先行勅撰集との関係につき概観し、題号には概ね由来や意図のあることを指摘した。このことは、実は序や題号・部立構成の他、撰定(下命・奏覽)年月の干支や選歌範囲などにも現れてゐるのであるが、それについては別稿(注2所掲「勅撰和歌集の成立過程」)にも触れたので、今回は外見上最も著しい三点を取上げて考察を試みたのである。

(昭和四十一年七月草稿、同四十二年五月補訂)

注1 このことは、かつて拙稿「私撰和歌集研究序説」(『和歌文学研究』第十六号、昭三九・四)にも述べた。

注2 拙稿「勅撰和歌集の成立過程——主として十三代集について——」(『成城学園五十周年記念論文集』、昭四二・五)。

注3 後藤重郎氏「勅撰和歌集序に関する考察」(『名古屋大学文学部研究論集』二八、昭三七・三三)。

注4 例へば、小島吉雄氏「新古今和歌集の研究総論」(第五章 新古今和歌集の御撰集精神について)や、谷宏氏「玉葉風雅歌風——其の基礎的な見方について——」(『国語と国文学』昭二三・九)・篠弘氏「京極歌風を推進させたもの」(『国文学研究』第十二輯、昭三〇・八)など。

注5 大体「千載集」は、「後拾遺集」に撰び残されたる歌、かみ正暦のころほひより、下文治の今に至るまでのやまと歌を「撰んだのであつて、「後拾遺集」の統篇といふ意識があつたのである。

注6 「新後拾遺集」の序が「千載集」のそれを意識してゐることとは、例へば(例5)と(例8)とに示したやうに、和歌を

「大和みこと歌」と呼んでゐる点などにも窺はれるが、一方同集の序は、権門二条良基が執筆するに際して、「新古今」の良経と「統古今」の基家がそれぞれ序の起草に當つた例を思ひ合せたり、文辞にも「古今」の序を踏まへた点が多いなど、(イ)に属する集の影響も見遁せない。

注7 この点については、注2所掲拙稿にも触れたが、「新勅撰集」が「後拾遺集」を範としてゐることについては、田中裕氏

「新勅撰集序の問題」(『阪大「語文」第十七輯、昭三一・七)。

「新勅撰集序の問題」(『阪大「語文」第十七輯、昭三一・七)。

「新勅撰集序の問題」(『阪大「語文」第十七輯、昭三一・七)。

「新勅撰集序の問題」(『阪大「語文」第十七輯、昭三一・七)。

「新勅撰集序の問題」(『阪大「語文」第十七輯、昭三一・七)。

に詳しい。

注8 この旧説については、「袋草紙」以下の記述を文字通り信
用するのにも適當でないが、逆に全く却けるべきでもない、とい
ふのが、現段階の通説のやうである。この点については、近年
も村瀬敏夫氏「白河院と通俊」〔国文学研究〕第十四集、昭三
一・一〇）、井上宗雄氏「承暦前後の歌壇と後拾遺集の撰進」
〔平安朝文学研究〕創刊号、昭三二・一二）、上野理氏「後
拾遺集成立における撰者の役割」〔文学・語学〕第二十一号、
昭三六・九）、同「藤原通俊」〔和歌文学研究〕第十四号、昭
三七・一〇）その他の論考があるが、それらは橋本不美男氏
「白河院と和歌——後拾遺集の撰集下命をめぐって——」〔書
陵部紀要〕第十六号、昭三九・一〇）、『院政期の歌壇史研究』
に第一章として収録）に集成されてゐる。

注9 松野陽一氏「千載集の成立過程について——私撰段階とそ
の意義——」〔国文学研究〕第二十四集、昭三六・九）、谷山
茂氏「千載和歌集の研究」など。

注10 これについては、「続後撰目録序」のことが思ひ合され
る。同「目録序」のことは、注2所掲別稿にも言及したが、樋
口芳麻呂氏〔続後撰目録序残欠とその意義〕、「国語と国文学」
昭三四・九）も指摘されたやうに、内容からは目録序といふよ
りもむしろ同集の仮名序の草稿と言ふにふさはしい。そこで、
元来仮名序の草稿として起草したものを、同集が序を付さぬこ
とになつたため目録序に転用したのではないかと推測される
のであるが、その推測の当否は不明としても、同集が仮名序を
付してゐないのは、「後撰集」に倣つた結果に違ひないと思は
れる。

注11 尤も、いくつかの集については、かういふ部立構成表も作
られてをり、例へば橋本不美男氏「白河院と和歌——後拾遺集
の撰集下命をめぐって——」〔注8既出〕に「古今」から「後拾
遺」までの四集の部立構造比較表がある。又、精しさは違ふ
が、『国文学便覧』の「勅撰集準勅撰集一覽」も、意図は近い。

注12 この、「拾遺集」の部立構成とその巻数配当の特徴について
は、「拾遺抄」を増補した過程を示すものに他ならないことが、
堀部（旧鹿島）正二氏〔拾遺抄及び拾遺集の成立についての考
察〕『国語国文』昭一一・八、「中古日本文学の研究」所収）に
よつて示され、最近片桐洋一氏〔拾遺和歌集成立雑考〕、和歌
文学会昭和四十二年五月例会発表）によつて更に詳しく明かに
された。

注13 家郷隆文氏「続古今和歌集研究——その外形をめぐつて
——」〔国語国文研究〕第一〇号、昭三二・四）。

注14 次田香澄氏が「玉葉集撰者をめぐる論争」〔解釈と鑑賞〕
昭三七・六八古典文学論争事典Ⅴ）や「為兼の文学の問題点
——新たな資料と観点から——」〔文学〕昭三八・八）で簡単
に言及され、その後「玉葉集の形成」〔日本学士院紀要〕第二
十二巻第一号、昭三九・三）に詳しく紹介・翻刻された。但し
初め次田氏はこれを為兼自筆書状と見られたが、後には為兼書
状の写である旨、是沢恭三氏の教示によつて訂正してをられ
る。

注15 この二通の為兼書状は、「為兼の書状二通」として『岩波
日本文学史・中世Ⅰ』の月報に紹介・翻刻したが、年代・内容
等の考証は次田氏の「為兼の文学の問題点」や「玉葉集の形

成」によつて訂正しなければならない。

注16 注2所掲別稿の第四節や、そこに示した第二表を参照されたい。

注17 次田香澄氏「風雅集の形成(上)」(『国語と国文学』昭三八・五)・井上宗雄氏『中世歌壇史の研究南北朝』(四五二頁)等参照。

注18 この辺のことは、次田氏「風雅集の形成(下)」(『国語と国文学』昭三八・六)を参照されたい。

注19 注2所掲別稿の注5参照。

注20 例へば、次のやうな例がある。

左大臣(注、足利義教)富士見侍らむとて東に下り
侍りし時、同じくまかり下りしに、宇津
の山を越え侍るとて、参議雅経、ふみ分
けし昔は夢かうつの山(注、続古今羈旅
に入る)と詠みける事を思ひ出で、

権中納言雅世

昔だにむかしといひし宇津の山越えてぞ忍ぶつたの下道

(卷十・羈旅・九五二)

追記 校正中に、本田義彦氏「勅撰和歌集部立考」(『熊本女子大学学術紀要』第一五巻第一号、昭三八・三)の存在を知り、一読したところ、本稿の第二節と重なる点があり、特にその第一表「勅撰和歌集部立一覧表」は、本稿の付表と類似していることを知った。その点で、筆者の迂闊は遺憾に思ふが、本稿に述べたところと本田氏の所説とは、相互にかなり出入することを付記しておきたい。